住民税の申告をお忘れなく

ことしも市民税・県民税の申告時期がまいりました。この申告は市民税・県民税の課税資料並びに所得証明、納税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

申告書の提出期限は三月十五日までですが、市税務課ではつぎの日程により各地区ごとに「申告相談会場」を設けて、申告書の記載などについてご相談や申告を受け付けます。

相談に来ていただく日時、場所等はハガキで通知を差しあげますが、申告書は例年のとおり各相談会場でお渡しいたします。

⊙申告をしていただくかた

昭和五十四年一月一日現在、都留市内に住民登録のあるかたまたは実際に市内に居住しているかたで、つぎに該当するかたは昭和五十三年中の所得を申告してください。

(1) 事業所得（営業、農業、その他の事業）配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のあった人。

(2) 給与所得のほかに所得がある人や給与を二カ所以上から受けている人。

(3) 給与所得のみのかたで、つぎに該当する人。

(ア) 勤務先から給与支払報告書の提出がなされていない人。

(イ) 雑損控除、医療費控除を受けられる人。

(ウ) 生命保険等の領収書または証明書。

(エ) 医療費の領収書、保険などで補てんされる金額。

(オ) 学生のかたは学生証か在学証明書。

(4) 昭和五十三年中に退職した人。

(5) その他所得のある人で所得税の確定申告をする必要のない人。

(6) 都留市内に住所がなく、家屋敷、店舗、事務所、事業所等を有する人。

※ 税務署へ確定申告を提出されるかたは、事業税、住民税の申告は必要ありません。

⊙申告にお持ちいただくもの

(1) 印鑑・ハガキ（相談日を通知したハガキ）

(2) 昭和五十三年中（一月一日から十二月三十一日）の所得のわかるもの。

(ア) 給与所得者は給与支払報告書（すでに市へ提出している者は除く）または事業主の証明書（大工、左官、とび職等に従事する職人で賃金を受けている人は、日給、一カ月に働く日数、平均月収額、年間所得額）

(イ) 営業所得者、不動産所得者等は収支のわかる帳簿等。

農業の場合は実際に耕作した田、畑の作付面積、収獲量。養鶏、養豚は頭羽数、養蚕は掃きたて数量。

申告相談日程表

地区	会場	月日	対象地区
盛里地区	与縄青年会館	2月15日	日影、日向、上手
	盛里出張所	〃	馬場、神門、久保、曽雌、大平
	宝小学校平栗分校	2月19日	厚原、平栗、加畑
宝地区	上大幡青年会館	〃	上大幡、高畑
	宝出張所	2月20日	金井、中津森、下大幡
	禾生農協会館	2月21日	月見ケ丘、四日市場、古川渡、井倉、川茂
禾生地区	禾生第二小学校	2月22日	小形山、田野倉
	市役所税務課	2月23・24・26日	所得税市受付対象者
所得税申告相談	十日市場公民館	2月27日	十日市場
東桂地区	境公民館	〃	境
	鹿留公民館	2月28日	古渡、沖、宮下
	市役所大会議室	3月1日～2日	税務署出張申告相談
所得税申告相談	上夏狩公民館	3月5日	下夏狩、上夏狩
東桂地区	農村環境改善センター	3月6日	桂町、蒼竜峡、
	玉川公民館	3月7日	三吉地区全域
三吉地区	文大附属小学校	3月8日	開地地区全域
開地地区	市役所税務課	3月9日	田原一丁目～田原四丁目、上谷一丁目～上谷二丁目
田原上谷川棚地区		3月12日	上谷三丁目～上谷六丁目、川棚・上谷
下谷地区（中央・つる・下谷・羽根子）	市役所税務課	3月13日	中央一丁目～中央四丁目、つる一丁目～つる二丁目
		3月14日	つる三丁目～つる五丁目、下谷一丁目～下谷四丁目、羽根子、下谷
市内全地区	市役所税務課	3月15日	地区の指定日に相談を受けなかった者

（毎日午前九時三十分～午後四時まで）

確定申告は 3月15日まで

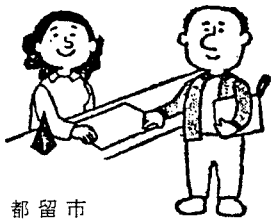

都留市

ご自分の資産を確認しておきましょう！

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳は、固定資産税の課税の基礎になるものです。この台帳には土地、家屋、償却資産の昭和五十四年度の価格などが登録されています。

市内に土地や建物などを所有しているかたは、その資産や課税価格などをお確かめください。

(1) 縦覧期間
3月1日(木)～3月20日(火)まで
時間は午前8時30分～午後5時
土曜日は正午まで（日曜・休日を除く）

(2) 縦覧場所
市役所税務課

なお縦覧の結果、登録された事項についてご不審がある場合は、3月30日までに文書で、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。申出の場所は固定資産評価審査委員会（事務局は税務課内）です。